

東京家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成17年7月6日(水)午後3時00分から午後5時00分まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京家事調停協会調停委員	遠藤敦子
東京都女性相談センター所長	大津佳子
東京都社会福祉協議会福祉部長	中村孝一

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長	大石忠生
東京保護観察所観察第三課長	岸規子
国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科教授	後藤弘子
東京都知事本局青少年育成総合対策推進本部 青少年育成総合対策担当部長	白石弥生子
愛光女子学園長	村井信子
東京地方検察庁刑事部長	吉田統宏

(3) 学識経験者等委員

元共同通信社編集局総務兼関東総局長	中原鐵治
-------------------	------

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	堀川末子
第一東京弁護士会所属 弁護士	伊藤正義
第二東京弁護士会所属 弁護士	杉井静子

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長	細川清
東京家庭裁判所家事部所長代行	石田敏明
東京家庭裁判所少年部所長代行	八木正一

(6) その他

首席家庭裁判所調査官	鶴岡健一
少年次席調査官	仁平 総

家事首席書記官	碓 井 久 雄
少年首席書記官	寺 田 幸 治
事務局長	中 山 利 典
総務課長	川 端 素 子

(7) 説明者（五十音順）

東京家庭裁判所調査官	安 藤 成 行
東京家庭裁判所調査官	鈴 木 憲 治
東京家庭裁判所調査官	渡 邊 久 治

4 議事

(1) 新委員あいさつ

(2) 協議事項

ア 第21回司法シンポジウムについての報告

6月24日に大阪で開催された第21回司法シンポジウムの第2分科会「地裁委員会・家裁委員会」について、弁護士委員から、同会で行われた講演及びその後のパネルディスカッションの内容が紹介され、「地・家裁委員会が具体的な意見を出し合い、それが具体的な成果として現れることが非常に大事ではないか。」という意見が出された。

イ 家事相談についての質疑

前回説明した家事相談についての質問はなかった。

ウ 改正少年法の運用について

① 改正少年法の運用に関し、少年事件担当の調査官から、東京家裁で行われている保護的措置として、被害を考える教室、保護者会、思春期教室・薬物教室・交通教室、社会奉仕活動、少年合宿及び補導委託について説明があった。

② 委員からの質問、意見により、概ね次のような協議がなされた。

○ 家事関係委員から被害を考える教室と保護者会の実施時期・実施件数、参加者数等についての質問があり、説明者から、少年審判手続の調査の段階や試験観察中など最終審判前の段階で行っていること、被害を考える教室は、昨年度は、バイク盗を対象に3回（参加者はそれぞれ7人、7人、8人の少年と同数の保護者）、万引きを対象に3回（参加者はそ

れぞれ9人，19人，7人の少年と同数の保護者）実施し，今年度は，バイク盗を対象に3回，万引きを対象に6回行う予定であること，保護者会は，昨年度は，自助グループ型を4回（参加者は1回目が3家族，2～4回目が各5家族）実施し，責任感希薄型は共犯少年の保護者が対象で5人参加したこと，今年度も自助グループ型を4回予定していることが説明された。また，実施場所は家庭裁判所内で，運営主体は調査官だが，保護者会については少年友の会も協力していること，保護者の参加は任意だが，参加の必要がある場合は調査段階で説明して動機づけをしていること，被害を考える教室のテーマは，万引き，バイク盗のほか，身体犯や自転車盗を対象とした例があることが説明された。

- 少年関係委員から「万引き少年の全てを被害を考える教室に参加させているのか。保護者会はどうか。」という質問があり，説明者から，被害を考える教室に参加させるのは全てではなく，被害者に目が向いていない少年や内省が深まっていない少年で改善効果が見込まれる者などを対象としていること，保護者会については，待合室にポスターを貼っており，参加を希望する保護者は参加していること，問題のある家庭の保護者で改善効果が見込まれる保護者には働きかけを行い，エントリーしてきた人はほぼ全員参加していることが説明された。
- 家事関係委員から「社会奉仕活動の対人援助型の対象者としてどういう少年に効果があるか。」という質問があり，説明者から，粗暴な少年で，自分自身が大切にしてもらった経験が乏しいため，他者とマイルドな関係を持ってない少年などを対象としていること，実際に活動してお年寄りから「ありがとう」と言われることが大きな効果となっていることが説明された。また，「施設に対する謝礼があるか。」という質問があり，謝礼はないが，補導委託費は支払っていることが説明された。
- 少年関係委員から，少年友の会が補導委託を受けると，補導場所である施設まで友の会会員が少年を同行し，行き帰りに少年と話を交わして助言指導したり，活動状況を担当調査官に報告していること，友の会会員の励ましや，少年が施設で一人前のボランティア扱いをされることによって，非常に大きな効果を挙げていることが紹介された。

- 少年関係委員から「体験型の保護的措置はどの位の少年が体験しているのか。1回限りではなく、継続的に行う仕組みが必要ではないか。」という質問があり、説明者から、体験型の保護的措置の対象となる少年は非常に少なく、現在はほとんどの少年に個別面接型の保護的措置が行われているが、個別面接型に体験型の技法を生かして様々に工夫して効果を挙げていること、継続的な働きかけは幾つかを組み合わせながら実施しているものもあるが、根の深さがそれほどでもない少年では1回限りでも相当効果のあるものもあることが説明された。更に、裁判所委員から、本当に継続的に行う必要のあるものは執行機関が担当することになること、継続性の問題は試験観察のことも含めて考え、ある程度の期間試験観察に付して教育的な働きかけを行い、その結果を見てより適切な処分を行っていることが説明された。
- 少年関係委員から、保護観察所では、保護観察中の少年について個別の必要性に応じて社会参加活動を実施していること、地域の中で活動の受け入れのために地元の保護司等が関係機関等と連携をとっていることが紹介された。
- 少年関係委員から、少年院では、保護者に対する措置として、入院時に個別面談を行い、入院中も保護者会や個別面接を行っていること、出院時に全少年について宿泊面会を実施していること、より効果的な保護者に対する措置として保護者の授業参観を行っていること、保護観察について説明する講座を参観させたところ、保護観察や少年院の教育活動について理解できて安心したという感想や、もっと少年と一緒に勉強する機会が欲しいというものがあったことが紹介された。また、少年関係委員から「執行機関としては、家庭裁判所で実施している以上に効果的な働きかけを行う必要があるので、少年院における保護者に対する働きかけを更に充実した内容としたい。」という意見が出た。
- 少年関係委員から「継続性や実行性の観点からすれば、体験型に関しては試験観察と絡めて行うことが一番有効ではないか。試験観察と絡めない体験型はどの位あるか。」という質問があり、説明者から、社会奉仕活動を主眼として友の会に委託する例と、試験観察の一環として社会

福祉活動を行う例があることが説明された。更に、少年関係委員から「年に十数人の少年を対象とする労力を、もっと多くの少年に1回ずつ振り向けるという考え方もあるのではないか。」という意見が出たが、それに対して、裁判所委員から「理念として、判断機関としての裁判所がどこまでできるのかという問題があると思う。」という意見が出た。

○ 弁護士委員から「児童自立支援施設の対象となるのは家庭的保護環境に問題がある少年か。」という質問があり、説明者から、そのほかに地域から一時的に離れた方がよいと思われる場合も対象となることが説明された。また、弁護士委員から「補導委託先としての児童自立支援施設はもっと増やしてもよいのではないか」という意見が出たが、裁判所委員から「自立支援施設は本来の目的が他にあり、そこに補導委託をお願いしているということではないか。」という意見が出た。

○ 少年関係委員から、少年友の会について、家事調停委員を主な母体とする民間ボランティア団体だが家庭裁判所の判断機関としての性格を理解して協力していること、全国には34箇所あり、東京少年友の会は一般会員850人、学生会員150人の合計1000人規模の組織で、八王子にも200人いることが紹介された。

(3) 次回のテーマについて

次回のテーマとして、次のとおり提案され、了承された。

- ア 改正少年法の運用について（今回の続行分）
- イ 東京家庭裁判所八王子支部の新庁舎建設について
- ウ 児童福祉法第28条について

(4) 次回期日等について

今回は11月4日（金）午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。

なお、(3)イに関して八王子支部の現庁舎の見学の希望があれば総務課に連絡することとされた。